

令和6年度 特定教育・保育施設利用者負担基準額表 (1人当り月額)

令和6年4月1日現在

【2・3号認定】

(単位：円)

階層区分		第1子				【A～D-2階層】第2子 【D～H階層】同時利用の第2子				【A～D-2階層】第3子以降 【D～H階層】18歳以下の第3子以降			
		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B-1	市民税非課税世帯のうち 障害及びひとり親世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C-1	市民税 所得割 課税額	48,600円未満のうち 障害及びひとり親世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C		48,600円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D-1		77,100円以下のうち 障害及びひとり親世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D-2		57,700円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D		97,000円未満	22,000	21,000	0	0	11,000	10,000	0	0	0	0	0
E		169,000円未満	28,000	27,000	0	0	14,000	13,000	0	0	0	0	0
F		301,000円未満	32,000	31,000	0	0	16,000	15,000	0	0	0	0	0
G		397,000円未満	39,000	38,000	0	0	19,500	19,000	0	0	0	0	0
H		397,000円以上	43,000	42,000	0	0	21,500	21,000	0	0	0	0	0

(D～H階層) 同時利用とは…同一世帯で2人以上の児童が同時に保育所・幼稚園等に入所している場合です。

18歳以下の第3子以降とは…同一世帯に18歳以下の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降が入所している場合、利用者負担額(保育料)は無料になります。

(共通) 年度の途中で3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度末までは3号認定の利用者負担額(保育料)となります。

【1号認定】

(単位：円)

階層区分		1号認定		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む)	0	0	0
B-1	市民税非課税世帯のうち 障害及びひとり親世帯	0	0	0
B	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C-1	市民税 所得割 課税額	77,100円以下のうち 障害及びひとり親世帯	0	0
C		77,100円以下	0	0
D		211,200円以下	0	0
E		211,201円以上	0	0

(1号～3号共通) 令和6年4月～令和6年8月は令和5年度(令和4年分)市民税所得割額、令和6年9月～令和7年3月は令和6年度(令和5年分)市民税所得割額により階層区分が決定します。

市民税所得割課税額は、調整控除を除く税額控除(寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等)の適用前の税額です。